

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【届出者の氏名又は名称】	T C B - 1 4 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング11階 ティーキャピタルパートナーズ株式会社
【電話番号】	03—5223—3516
【事務連絡者氏名】	代表取締役 小森 一孝
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	T C B - 1 4 株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、T C B - 1 4 株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社F Cホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月7日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年8月7日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2025年9月26日付で、買付予定数の下限を引き下げることを決定したこと、対象者が、2025年9月26日付で、事業年度第9期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)に係る有価証券報告書を福岡財務支局長に提出したこと、並びに公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付資料とするため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、買付予定数の下限の変更に伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。)の承認

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

② 半期報告書

6 その他

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の下限を4,484,400株(所有割合：66.67%)としており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。他方、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。))を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限(4,484,400株)は、対象者が2025年8月6日に公表した2025年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)に係る議決権の数(67,266個)に3分の2を乗じた数(44,844個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,484,400株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。))を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。))を実施することを予定しておりますが、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。))第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。なお、本譲渡制限付株式(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。))、対象者における取締役持株会及び従業員持株会が所有する対象者株式、対象者の「従業員持株会支援信託(E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する対象者株式及び対象者の従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する対象者株式の全部又は一部について、本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。))における本株式併合の議案への賛成の議決権行使の見込について一定の確認が得られた場合には、当該対象者株式の数だけ、公開買付期間中に買付予定数の下限を引き下げる可能性があります。

(注1)「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)(以下「基準株式数」といいます。))に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。))をいいます。

<中略>

対象者が2025年8月6日に公表した「TCB - 1 4 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。))の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を4,266,000株(所有割合：63.42%)としており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限(4,266,000株)は、対象者が2025年8月6日に公表した2025年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。))に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)に係る議決権の数(67,266個)に3分の2を乗じた数(44,844個)から同日現在の本譲渡制限付株式(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。以下同じです。))の数(218,489株)に係る議決権の数(2,184個)を控除(注2)した数(42,660個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,266,000株)としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としており、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。))を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。))を実施することを予定しておりますが、本スクイーズアウト手続の一環として株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。))第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式に係る議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上となるようにするためです。

(注1)「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)(以下「基準株式数」といいます。))に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。))をいいます。

(注2) 本譲渡制限付株式には、譲渡制限が付されているため本公開買付けに応募することができませんが、公開買付者は、2025年9月26日付で、本譲渡制限付株式の所有者全員から、自らが所有する本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。以下同じです。))において権利行使可能な本譲渡制限付株式に関して、公開買付者又は対象者が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う旨の誓約書(以下「本誓約書」といいます。))の提出を受けており、買付予定数の下限から本譲渡制限付株式の数を除いたとしても問題なく本スクイーズアウト手続を実施することができるが見込まれることが確認できたことから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式の数(218,489株(所有割合：3.25%))に係る議決権の数(2,184個)を控除しております。

<中略>

対象者が2025年8月6日に公表した「T C B - 1 4 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者が2025年9月26日付で公表した「(変更)「T C B - 1 4 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更について」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年9月26日開催の対象者取締役会において、上記買付予定数の下限の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。))の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

なお、対象者の非連結子会社であるFracti合同会社は、スマートコミュニティ事業に関する一定の事業化知見やノウハウの習得が達成されたため、2025年8月15日を目途に解散及び清算することと定めます。また、2025年8月31日を効力発生日として、対象者の連結子会社である福山コンサルタントにおける管理系DX施策の推進並びにコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るべく、同社を存続会社として、対象者の連結子会社である福山ビジネスネットワーク株式会社を吸収合併する予定と定めます。

<中略>

以上の検討及び協議を経て、公開買付者は2025年8月6日、本公開買付価格を1,420円として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、対象者の非連結子会社であるFracti合同会社は、スマートコミュニティ事業に関する一定の事業化知見やノウハウの習得が達成されたため、2025年5月に解散しており、同年9月26日時点で清算手続が進行中と定めます。また、2025年8月31日を効力発生日として、対象者の連結子会社である福山コンサルタントにおける管理系DX施策の推進並びにコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るべく、同社を存続会社として、対象者の連結子会社である福山ビジネスネットワーク株式会社を吸収合併したと定めます。

<中略>

以上の検討及び協議を経て、公開買付者は2025年8月6日、本公開買付価格を1,420円として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本譲渡制限付株式の所有者全員から、自らが所有する本臨時株主総会において権利行使可能な本譲渡制限付株式に関して、公開買付者又は対象者が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う見込みがあることが確認できた場合には、本譲渡制限付株式の株式数を買付予定数の下限から控除することができると考え、本譲渡制限付株式の所有者に対して本臨時株主総会における議決権行使の意向確認を求めているところ、本譲渡制限付株式の所有者全員から、2025年9月26日までに本誓約書の提出を行う意向である旨の連絡を受けました。本譲渡制限付株式の所有者全員から、本誓約書の提出を受けた場合には、買付予定数の下限から本譲渡制限付株式の数を除いたとしても問題なく本スクイズアウト手続を実施することができることが見込まれることから、公開買付者は、2025年9月18日、対象者に対して、当初の買付予定数の下限である4,484,400株(所有割合：66.67%)から本譲渡制限付株式の数(218,489株)に係る議決権の数(2,184個)を控除した(42,660個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,266,000株(所有割合：63.42%))を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を行うとともに、2025年9月26日、同日付で本譲渡制限付株式の所有者全員から本誓約書の提出を受けたことを対象者に連絡いたしました。それに対して、2025年9月26日、対象者より、当該買付予定数の下限の引き下げに応じる旨の回答を受領しました。

その後、公開買付者は、以上の検討及び協議も踏まえ、2025年9月26日付で、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式の数(218,489株)に係る議決権の数(2,184個)を控除することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金の融資の裏付けとして、株式会社福岡銀行(以下「福岡銀行」といいます。)から2025年8月6日付で融資証明書を取得しておりましたが、上記の買付予定数の下限の引き下げに伴い、福岡銀行に対して、当該変更を反映した融資証明書の提出を要請したところ、福岡銀行から、2025年9月26日付で改めて融資証明書を取得しました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は、2025年8月6日開催の取締役会において対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。)の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は、2025年8月6日開催の取締役会において対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記取締役会決議の詳細は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。)の承認」をご参照ください。

その後、対象者は、2025年9月18日、公開買付者より当初の買付予定数の下限である4,484,400株(所有割合: 66.67%)から本譲渡制限付株式の数(218,489株)に係る議決権の数(2,184個)を控除した(42,660個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,266,000株(所有割合: 63.42%))を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を受けるとともに、2025年9月26日、同日付で、公開買付者から本譲渡制限付株式の所有者全員から本誓約書の提出を受けたことの連絡を受けたとのことです。その後、対象者は、2025年9月26日開催の取締役会において、当該買付予定数の下限の引き下げについて慎重に協議・検討を行い、本特別委員会の意見等も踏まえて、当該買付予定数の下限の引き下げを踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。)の承認

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、如水コンサルから受けた財務的見地からの助言及び対象者株式価値算定書の内容並びに鳥飼総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記のシナジーの発現を通じて、対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の取引条件は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却機会を提供するものであると判断し、2025年8月6日開催の取締役会において、取締役8名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、上記の取締役会に参加した取締役のうち、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する役員は存在していないとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、如水コンサルから受けた財務的見地からの助言及び対象者株式価値算定書の内容並びに鳥飼総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことでした。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記のシナジーの発現を通じて、対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の取引条件は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却機会を提供するものであると判断し、2025年8月6日開催の取締役会において、取締役8名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことでした。

変更後対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、2025年9月18日、公開買付者より当初の買付予定数の下限である4,484,400株(所有割合：66.67%)から本譲渡制限付株式の数(218,489株(所有割合：3.25%))に係る議決権の数(2,184個)を控除した(42,660個)に対象者の単元株式数である100株を乗じた株式数(4,266,000株(所有割合：63.42%))を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を受けるとともに、2025年9月26日、同日付で、公開買付者から本譲渡制限付株式の所有者全員から本誓約書の提出を受けたことの連絡を受けたとのことでした。対象者は、2025年9月26日開催の取締役会において、当該買付予定数の下限の引き下げについて慎重に協議・検討を行い、本特別委員会の意見等も聴取した上で、当該買付予定数の下限の引き下げを踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことでした。

なお、上記の取締役会に参加した取締役のうち、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する役員は存在していないとのことでした。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を満たす買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を4,484,400株(所有割合：66.67%)と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。かかる買付予定数の下限は、本基準株式数(6,726,630株)の過半数(3,363,316株。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数)を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者らと利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしています。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を4,266,000株(所有割合：63.42%)と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。かかる買付予定数の下限は、本基準株式数(6,726,630株)の過半数(3,363,316株。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数)を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者らと利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,726,630(株)	4,484,400(株)	—(株)
合計	6,726,630(株)	4,484,400(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(6,726,630株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)になります。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,726,630(株)	4,266,000(株)	—(株)
合計	6,726,630(株)	4,266,000(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(6,726,630株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数(6,769,483株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(42,853株)を控除した株式数(6,726,630株)になります。

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社福岡銀行(福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号)	(1) タームローンA貸付 借入期間：2032年6月30日まで(分割返済) 金利：日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：2032年6月30日まで(満期一括返済) 金利：日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等 (3) ブリッジローン貸付 借入期間：2026年5月末日又はスクイーズアウト効力発生日から5営業日後の応当日のいずれか遅い方の日まで(満期一括返済) 金利：福岡銀行が公表する短期プライムレート 担保：公開買付者株式等	(1) タームローンA貸付 2,750,000 (2) タームローンB貸付 4,050,000 (3) ブリッジローン貸付 800,000
計(b)				7,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、福岡銀行から、7,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年8月6日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社福岡銀行(福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号)	(1) タームローンA貸付 借入期間：2032年6月30日まで(分割返済) 金利：日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：2032年6月30日まで(満期一括返済) 金利：日本円TIBORに基づく変動金利 担保：公開買付者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：2026年5月末日又はスクイーズアウト効力発生日から5営業日後の応当日のいずれか遅い方の日まで(満期一括返済) 金利：福岡銀行が公表する短期プライムレート 担保：公開買付者株式等	(1) タームローンA貸付 2,750,000 (2) タームローンB貸付 4,050,000 (3) ブリッジローン貸付 800,000
計(b)				7,600,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、福岡銀行から、7,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年9月26日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,484,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,266,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役[全員](監査等委員である取締役を含みます。)の承認」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年8月6日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年9月26日開催の対象者取締役会において、買付予定数の下限の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含みます。)の承認」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度	第7期(自	2022年7月1日	至	2023年6月30日)	2023年9月28日福岡財務支局長に提出
事業年度	第8期(自	2023年7月1日	至	2024年6月30日)	2024年9月27日福岡財務支局長に提出
事業年度	第9期(自	2024年7月1日	至	2025年6月30日)	2025年9月26日福岡財務支局長に提出予定

(訂正後)

事業年度	第8期(自	2023年7月1日	至	2024年6月30日)	2024年9月27日福岡財務支局長に提出
事業年度	第9期(自	2024年7月1日	至	2025年6月30日)	2025年9月26日福岡財務支局長に提出

② 【半期報告書】

(訂正前)

事業年度	第9期中(自	2024年7月1日	至	2024年12月31日)	2025年2月13日福岡財務支局長に提出
------	--------	-----------	---	--------------	----------------------

(訂正後)

該当事項はありません。

6 【その他】

(訂正前)

(1) 「2025年6月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年8月6日付で対象者決算短信を公表しております。対象者決算短信に基づく、当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該連結損益状況等については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとことです。また、以下の対象者の損益状況等は、対象者決算短信を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者決算短信をご参照ください。

①損益の状況(連結)

会計期間	2025年6月期
売上高	8,531百万円
営業利益	1,191百万円
経常利益	1,155百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	748百万円

②1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年6月期
1株当たり当期純利益	115.51円
1株当たり配当金	45.00円

(訂正後)

該当事項はありません。

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年9月26日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者は、買付条件等の変更に伴い、公開買付者が福岡銀行から取得していた融資証明書に、2025年9月26日付で変更がありましたので、当該融資証明書を差し替えるものといたします。

(3) 対象者有価証券報告書の提出

対象者が2025年9月26日付で、事業年度第9期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)に係る有価証券報告書を福岡財務支局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面として、本書に添付いたします。